

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等などの課税方式の統一について

■上場株式等の配当所得等や譲渡所得等などの課税方式の統一

令和6年度より、上場株式等の配当所得等や譲渡所得等に関して所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。

令和5年度以前

上場株式等の配当所得	課税方式		
所得税	申告不要制度	分離課税	総合課税
住民税	申告不要制度 分離課税 総合課税 のいずれか	申告不要制度 分離課税 総合課税 のいずれか	申告不要制度 分離課税 総合課税 のいずれか

異なる課税方式
を選択可能

上場株式等の譲渡所得	課税方式		
所得税	申告不要制度	分離課税	—
住民税	申告不要制度 分離課税 のいずれか	申告不要制度 分離課税 のいずれか	—



令和6年度以降

上場株式等の配当所得	課税方式		
所得税	申告不要制度	分離課税	総合課税
住民税	申告不要制度	分離課税	総合課税

異なる課税方式
は選択不可

上場株式等の譲渡所得	課税方式		
所得税	申告不要制度	分離課税	—
住民税	申告不要制度	分離課税	—

■課税方式の選択に伴う保険料等への影響について

申告不要制度を選択せず、総合課税または分離課税により所得を申告した場合、「合計所得金額」や「総所得金額等」に算入されます。これにより、配偶者控除や扶養控除、非課税等の判定に影響が出る場合があります。また、所得税や住民税の算定だけでなく、国民健康保険料や介護保険料の算定等の各種行政サービスに影響する場合があります。これらの影響を考慮した上で最も有利な申告方法については、ご案内することができません。課税方式の選択については、申告者ご自身の責任でご判断いただいた上で、手続きをお願いします。